議案第５４号

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更について

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務を別紙のとおり変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号）第３条第５項において準用する同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月２７日提出

木津川市長　谷口　雄一

提案理由

山城町郵便局において、戸籍謄本等、戸籍の附票の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等に係る交付の請求の受付及び引渡しを取り扱うことについて、議会の議決を求めるものです。

（別紙）

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての全部を令和９年１０月１日から次のように変更する。

１　指定する郵便局の名称

木津梅美台郵便局、木津兜台郵便局、山城加茂郵便局、山城町郵便局及び山城南加茂台郵便局

２　指定する郵便局で取り扱う事務

木津梅美台郵便局、木津兜台郵便局、山城加茂郵便局及び山城南加茂台郵便局にあっては次の（５）から（７）までの事務を、山城町郵便局にあっては次の（１）から（８）までの事務を取り扱うものとする。

（１）　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第２条第１号に規定する戸籍謄本等（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は除籍謄本等（除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

（２）　法第２条第２号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

（３）　法第２条第３号に規定する住民票の写し又は除票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し又は除票の写しの引渡し

（４）　法第２条第４号に規定する戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記録されている者に対するものに限る。）又は戸籍の附票の除票の写しの交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し

（５）　法第２条第６号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに個人番号カ

ード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付

（６）　法第２条第７号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付

（７）　法第２条第８号に規定する個人番号カードの券面記載事項の記載・記録に係る届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び個人番号カードの引渡し

（８）　法第２条第１０号に規定する木津川市長が作成する印鑑に関する証明書(以下「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

３　指定の期間

令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、当該指定期間満了の３か月前までに、木津川市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに１年間延長することとし、以降も同様とする。

政策等の形成過程の説明資料

議　　案　　名	議案第５４号 木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更について	
担　　当　　課	市民課　市民係	
提案事項の概要等（必要性、効果等）	山城支所における業務取扱件数は減少傾向にあります。また、コンビニ交付やオンライン申請等の普及など、市民サービスの提供形態も変化しています。効率的な支所運営に向けた検討を進める中、郵便局から、山城支所への山城町郵便局の移転と、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号）」第３条第１項に基づく事務委託の提案があり、人件費等のコストの削減と持続可能な市民サービスの維持を目的とし、戸籍謄本、除籍謄本、納税証明書、住民票、住民票除票、戸籍の附票、印鑑登録証明書などの請求の受付及び請求に係る証明書等の引渡し業務を山城町郵便局へ委託することにより、将来にわたり安定した行政運営体制の構築を目指すものです。	
提案に至るまでの経緯	・日本郵便からの事業提案（令和７年１１月１２日） ・関係部署で協議・検討を行い、方針案を策定 ・事業方針の共有（令和８年５月８日）：日本郵便と関係部署によるキックオフ会議 ・地元地域長からの意見聴取（８月８日） ・調整会議（７月１５日）政策会議（８月１７日）	
市民参加の状況	■有　　□無 地元地域長からの意見聴取（８月８日）	
市総合計画の位置付け	基本方針	７　効果的・効率的な行政運営と市民に開かれた　まちづくり
	政策分野	１７　行財政運営
	施　　策	①　行政サービス Ⅳ　住民基本台帳ネットワークシステムなど各種システムの適正管理と運用
概算事業費（単位：千円）	□単年度（　　年度） ■複数年度（令和９年度以降） 初年度　　６５２千円　　次年度以降　８８５千円 戸籍住民基本台帳事務事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	山城町郵便局に、各種証明書の請求の受付及び証明書の引渡し業務を委託することで、山城支所職員の人件費等の経費削減を図る。	